

# 介護老人保健施設 ハートケア湘南・芦名 『 入 所 』 重要事項説明書

## 1 介護老人保健施設 ハートケア湘南・芦名 の概要

### ①提供できるサービスの種類

介護老人保健施設の施設サービス及び、それに付随するサービス

### ②施設の名称及び所在地等

施設名称 : 介護老人保健施設 ハートケア湘南・芦名  
 所在地 : 神奈川県横須賀市芦名1丁目16番12号  
 法人名 : 医療法人社団 哺育会  
 管理者名 : 施設長 佐貫 惠吉 (医師)  
 電話番号 : 046-855-5211  
 介護保険事業者番号 : 1451980036

### ③施設の職員体制

(数字は人員表示)

職 種	指定基準	常勤換算	業 務 内 容
管理者兼医師	1	1	施設、職員及び業務の管理、入所者の健康管理
医師	1.5	1.5 以上	入所者の健康管理
薬剤師	0.5	1 以上	薬の管理、調剤
看護職員	15	15 以上	入所者の看護・介護
介護職員	36	52 以上	入所者の介護
支援相談員	2	4 以上	入所者・家族の相談援助、利用者と関係各機関との連絡、調整
理学療法士	3	以上	入所者の機能回復の為、理学療法・訓練の実施
作業療法士		以上	入所者の機能回復の為、作業療法の訓練の実施
言語聴覚士		以上	入所者の言語療法及び摂食機能訓練の実施
管理栄養士	2	2 以上	入所者の栄養管理及び食品の安全衛生管理、栄養ケア計画の作成
介護支援専門員	3	3 以上	施設サービス計画の作成、認定調査の協力
事務員	相当数	6 以上	事務全般
その他職員	相当数	5.5 以上	送迎等の車両の運転、施設の営繕 リネン交換 庶務業務補助等

#### ④利用定員及び居室数

入所者	150名	(内認知症専門棟	40名)
個室(1人部屋)	10室	(内認知症専門棟	4室)
4人部屋	35室	(内認知症専門棟	9室)

## 2 サービス内容

- ① 看護
- ② 医学的管理下における介護
- ③ 医学的管理下における機能訓練(リハビリテーション機能強化加算)
- ④ その他必要な医療
- ⑤ 日常生活上の生活援助活動
- ⑥ 相談援助(入所者及び家族への助言、援助)
- ⑦ レクリエーション、家族との交流
- ⑧ その他円滑な施設生活の為の援助及び退所に向けての必要な助言、援助

## 3 リハビリテーション機能強化

当施設は、在宅復帰の促進等を目的として、実用的な日常生活における諸活動の自立性の向上の為に、利用者の状態像に応じ、利用者に必要な理学療法、作業療法又は言語聴覚療法を適時適切に提供出来る体制を整備しています。医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同してリハビリテーション実施計画書を作成し、実施効果、実施方法等の評価を行います。利用者に開始時、及びその3か月に1回以上内容を説明します。

## 4 利用料金

(1) 基本料金 別紙料金表

(2) 利用者の選択に基づいて負担していただくサービスの費用 別紙料金表

### (3) 支払方法

毎月15日までに前月分のサービスの合計額の請求書を作成し郵送いたします。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

支払方法は、原則、口座引落としその他ご事情がある場合は、現金、銀行振込、クレジットカード(デビット)カードの方法があります。入所契約時にお選びください。尚、銀行振込の際は、振込金額の証明となる振込確認書を大切に保管してください。

## 5 負担限度額

食費・居住費においては国が定める負担限度額段階(第一段階から第三段階)の対象者につきましては、所得により異なりますので市町村の保険年金課にお問い合わせください。

## 6 事業の目的及び運営方針

### (1) 目的

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態になり介護、機能訓練並びに看護及び医療を要する者について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、介護保健施設サービスを提供し、以って療養生活の質の向上と増進を図ることを目的とする。

### (2) 施設の運営方針

- ① 施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。
- ② 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。
- ③ 明るく家庭的な雰囲気をも有し、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村・居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者、及びその他の介護保険施設、保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

## 7 身体の拘束

施設は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合、又は機能訓練上必要と認めた場合には医師が判断し、身体拘束・安全ベルトの装用その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には家族へ説明し同意を得た上でを行い、早急に拘束を解除出来る様会議等で検討します。又、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を診療録に記載します。身体拘束の適正化を図るための対策を検討するため担当者の設置、委員会を毎月開催、従業員への周知を行い、指針の整備、研修を定期的実施します。

## 8 秘密の保持

施設の職員及びかつて職員であった者は、業務上知り得た利用者又は家族に関する秘密を、正当な理由なく利用中及び利用終了後第三者に漏らしません。但し、予め利用者及び家族者から文書により同意を得た場合には、介護保険事業サービスの利用のため市町村・居宅介護支援事業所その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは適切な在宅療養のため医療機関等への療養情報提供を行うことが出来るものとします。

## 9 サービス利用に当たっての留意事項

### (1) 日課の励行

利用者は、施設の日課を励行し共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとします。

### (2) 外出・外泊

利用者は、外出・外泊を希望する場合は、所定の手続きにより届け出るものとします。

### (3) 禁止行為

- ① 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- ② けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑をかけること。
- ③ 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- ④ 指定した場所以外で火気を用いること。
- ⑤ 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持出すこと。

## 10 利用者の私物洗濯

利用者の私物洗濯を利用者もしくは、扶養者等の方にお願ひします。利用者本人等が洗濯できるように、コインランドリーを用意しています。但し、利用者のADL及び扶養者等の方が遠方等の理由で、利用者の私物洗濯が難しい場合は、業者を紹介しします。利用者及び扶養者は、業者と契約を結び洗濯を業者に出す事が出来ます。当施設は、業者を管理・監督して、利用者等の不利益の無いようにするとともに、問題が発生した場合には、利用者等の代わりに、利用者の立場に立って、業者と対応しします。

## 11 非常災害対策

- ①施設の防火管理者は、非常災害に対する具体的計画を立て、消防計画に基づいて避難・救出・通報・消火の訓練を行います（避難・通報・消火の各訓練は年2回以上）
- ②感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じることがあります。

## 1 2 業務継続計画の策定

- ・感染症まん延や自然災害の発生時などにおいて、サービスを継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 1 3 衛生管理等について

- ・入所者の使用する施設、食器その他の設備又は、飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- ・食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- ・感染が発生した際の予防、またはまん延防止のための対策を検討する事業所の委員会の開催、従業員への周知を行い、指針の整備、研修会及び訓練を定期的実施します。

## 1 4 虐待の防止

- ・虐待の発生または、その再発を防止するための対策を検討する事業所の委員会の開催、従業員への周知を行い、指針の整備、研修を定期的実施します。
- ・虐待防止の措置を講じるための担当者を配置します。

## 1 5 緊急時の対応

- ① 利用者に対し、施設医師の医学的判断により受診が必要と認める場合、協力医療機関・協力歯科医療機関（－17 協力医療機関参照）での診療を依頼することがあります。
- ② 利用者に対し、当施設における介護保険サービスでの対応が困難な状態又は医師等が専門的な医学的対応が必要と判断した場合、その他医学的対応が必要と判断した場合には専門的対応の出来る医療機関を紹介します。
- ③ 前2項の他、入所中に利用者の心身の状態が急変した場合、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

## 16 要望又は苦情の申し出

利用者及び扶養者は、当施設の提供する介護保険サービスに対しての要望又は苦情・個人情報保護に関する相談等について、支援相談員に申し出ることが出来ます。又、施設各階に設置してある「ご意見箱」に備え付けの用紙で投函、又は施設あてにFAXで文書を送付して申し出ることも出来ます。苦情等が発生した場合は迅速に対応いたします。

- ・サービスに関する相談や苦情、個人情報保護相談等については、次の窓口にご連絡願います。

お客様相談窓口	TEL 046-855-5211 FAX 046-857-1805 支援相談員 佐藤 壮 対応時間 9:00~17:30
---------	--

- ・公的機関においても、苦情申出等が出来ます。

市町村相談窓口	所在地 横須賀市小川町11番地 横須賀市民生局福祉こども部介護保険課給付係 TEL 046-822-8253 FAX 046-827-8845 対応時間 8:30~17:15 平日のみ
神奈川県国民健康保険団体連合会(国保連)	所在地 横浜市西区楠町27番地1 介護保険課 (介護苦情相談係) TEL 045-329-3447 対応時間 8:30~17:15 平日のみ

\*横須賀市以外の方は当該市町村介護保険担当窓口へ

## 17 協力医療機関等

協力医療機関 住 所	横須賀市立市民病院 横須賀市長坂1-3-2
協力医療機関 住 所	金沢文庫病院 横浜市金沢区釜利谷東2-6-22
協力歯科医療機関 住 所	医療法人社団 桜風会 古屋歯科医院 横須賀市舟倉 1-14-5
協力歯科医療機関 住 所	医療法人恵宏会 千恵歯科医院 横須賀市若松町2-3 板庄ビル2F
協力歯科医療機関 住 所	神奈川歯科大学付属病院 横須賀市小川町1番地23

## 18 事故対応

事故防止のための指針の整備、外部研修を受講した担当職員の設置、委員会の開催、定期的な職員の研修、サービス提供時に事故が発生した場合、職員は利用者のバイタルサインや状態、打撲、外傷の有無や事故状況を確認し必要な措置を講じます。

施設医師の診察により、医療機関での診察が必要と判断された場合、協力医療機関、協力歯科医療機関等へ受診します。但し、その場にいる者が状況を判断し急を要する場合は、直ちに医療機関へ救急搬送を行い、管理者と家族に報告します。

経過を記録するとともに事故報告書を作成し、再発防止策を周知します。また必要に応じ行政機関への報告を行います。

## 19 職員の質の確保

施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

## 20 当法人の概要

- |           |                                      |
|-----------|--------------------------------------|
| ① 名称・法人種別 | 医療法人社団 哺育会                           |
| ② 代表者名    | 理事長 浪川 浩明                            |
| ③ 所在地     | 東京都台東区今戸2丁目26番15号                    |
| ④ 電話番号    | 03-3876-1711                         |
| ⑤ 業務の概要   | 病院・介護老人保健施設・訪問看護（介護）ステーション・居宅介護支援事業所 |
| ⑤ 事業所数    | 8施設、4事業所                             |

【説明確認欄】

上記重要事項を説明いたしました。

年 月 日

事業所 所在地 神奈川県横須賀市芦名1丁目16番12号  
介護老人保健施設  
事業者名 ハートケア湘南・芦名  
説明者 佐藤 壮

上記の通り説明を受け、内容を承諾しました。

利用者 住 所  
氏 名 印

代理人 住 所  
又は立会人 氏 名 印

重要事項の交付を受けました。

年 月 日

氏 名 印

# 介護老人保健施設 利用料金表

1.介護保険給付の対象となるサービス費の1回分の自己負担額

## ◆ サービス利用基本料金

単位：円

基本報酬区分	負担割合	部屋	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本型	1割	個室	756	805	873	931	983
		多床室	836	889	957	1013	1067
	2割	個室	1512	1609	1746	1862	1965
		多床室	1672	1777	1914	2026	2134
	3割	個室	2268	2413	2619	2792	2947
		多床室	2508	2666	2871	3039	3200
強化型	1割	個室	831	910	979	1039	1097
		多床室	918	999	1069	1130	1186
	2割	個室	1661	1820	1957	2077	2193
		多床室	1836	1997	2138	2260	2372
	3割	個室	2492	2729	2935	3115	3289
		多床室	2754	2995	3207	3390	3558

## ◆ 加算料金

項目	負担割合	金額	算定要件
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 II	1割	54円/日	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計が基準を上回ること</li> <li>退所時等指導・地域貢献活動・リハビリテーションマネジメント・充実したリハビリの算定要件を満たすこと</li> </ul>
	2割	108円/日	
	3割	162円/日	
夜勤職員配置加算	1割	26円/日	入所者の数が20又はその端数を増すごとに1以上の数の夜勤を行う介護職員・看護職員を配置して、2名を超えて配置している場合
	2割	51円/日	
	3割	76円/日	
栄養マネジメント強化加算	1割	12円/日	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理栄養士を1人以上配置</li> <li>低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、多職種が共同して作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施すること</li> <li>低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応すること</li> <li>入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、必要な情報を活用していること</li> </ul>
	2割	23円/日	
	3割	35円/日	

項目	負担割合	金額	算定要件
協力医療機関連携加算Ⅰ	1割	106円/月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること</li> <li>・高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること</li> <li>・入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること</li> <li>上記を満たした病院と現病歴等の情報提供を行う会議を定期的に行うこと</li> </ul>
	2割	211円/月	
	3割	317円/月	
協力医療機関連携加算Ⅱ	1割	6円/月	協力病院と入所者の現病歴等の情報提供を行う会議を定期的に行うこと
	2割	11円/月	
	3割	16円/月	
科学的介護推進体制加算Ⅱ	1割	64円/月	入所者のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状態、疾病、服薬情報等基本的な情報を厚生労働省へ提出し、必要な情報を活用すること
	2割	127円/月	
	3割	190円/月	
安全対策体制加算	1割	21円/回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること ※入所時に1度算定
	2割	42円/回	
	3割	63円/回	
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	1割	4円/月	施設入所時に褥瘡発生のリスクを評価、リスクのある入所者に多職種共同で褥瘡計画を作成。その後少なくとも3月に1度の評価、計画の見直しを行い評価結果等の情報を厚生労働省へ提出し、必要な情報を活用すること
	2割	7円/月	
	3割	10円/月	
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	1割	14円/月	Ⅰに加え褥瘡発生リスクのある入所者に褥瘡の発生が無いこと。 褥瘡のある者の褥瘡が完治した場合
	2割	28円/月	
	3割	42円/月	

項目	負担割合	金額	算定要件
リハビリテーションマネジメント 計画書情報加算Ⅰ	1割	56円/月	口腔衛生管理加算及び栄養マネジメント強化加算を算定したうえ、 入所者ごとのリハビリテーション実施計画書の内容等の情報を厚生労働省へ提出し、必要な情報を活用すること
	2割	112円/月	
	3割	168円/月	
リハビリテーションマネジメント 計画書情報加算Ⅱ	1割	35円/月	入所者ごとのリハビリテーション実施計画書の内容等の情報を厚生労働省へ提出し、必要な情報を活用すること
	2割	70円/月	
	3割	105円/月	
排せつ支援加算Ⅰ	1割	11円/月	施設入所時に医師又は医師と連携した看護師が要介護状態の軽減の見込みを評価し、排せつに介護を要する入所者の要介護状態の軽減の見込みがあるものについて多職種共同で原因の分析、支援計画を作成、評価、計画は3月に1度見直しを行い厚生労働省に情報を提供し、必要な情報を活用すること
	2割	21円/月	
	3割	32円/月	
排せつ支援加算Ⅱ	1割	16円/月	Ⅰに加え要介護状態の軽減が見込まれるものが入所時より排尿又は排便の状態の一方の改善又はおむつの使用がなくなること
	2割	32円/月	
	3割	48円/月	
排せつ支援加算Ⅲ	1割	21円/月	Ⅰに加え要介護状態の軽減が見込まれるものが入所時より排尿又は排便の状態の一方の改善、悪化が無いかつおむつの使用がなくなること
	2割	42円/月	
	3割	63円/月	
自立支援推進加算	1割	317円/月	入所時に医師が自立支援に係る医学的評価を行い、自立支援促進が必要な入所者ごとに医師を含む多職種共同で支援計画を作成、評価は6月に1度、計画は3月に1度見直しを行い厚生労働省に情報を提供し、必要な情報を活用すること
	2割	633円/月	
	3割	949円/月	

項目	負担割合	金額	算定要件
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	1割	11円/月	第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること 協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること 診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること
	2割	21円/月	
	3割	32円/月	
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	1割	6円/月	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。
	2割	11円/月	
	3割	16円/月	
生産性向上推進体制加算Ⅰ	1割	106円/月	利用者の安全並びに質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること 見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による成果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと
	2割	211円/月	
	3割	317円/月	
生産性向上推進体制加算Ⅱ	1割	11円/月	利用者の安全並びに質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと
	2割	21円/月	
	3割	32円/月	
サービス提供体制強化加算Ⅱ	1割	19円/日	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が60%以上の場合
	2割	38円/日	
	3割	57円/日	
初期加算Ⅰ	1割	64円/日	空床情報について、地域医療情報連携ネットワーク等を通じ、地域の医療機関に定期的に情報を共有していることまたは施設のウェブサイト定期的に公表するとともに、急性期医療を担う複数医療機関の入退院支援部門に対し、定期的に情報共有を行っていること 上記に該当急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、介護老人保健施設に入所した者
	2割	127円/日	
	3割	190円/日	

項目	負担割合	金額	算定要件
初期加算Ⅱ	1割	32円/日	入所した日から起算して30日以内の期間について、外泊期間を除き加算します。過去3月間（認知症老人の自立度判定基準のランクⅢ、Ⅳ、Ⅴ該当者は1月間）に同一施設に入所していた場合は算定しません
	2割	64円/日	
	3割	95円/日	
入所前後訪問指導加算Ⅰ	1割	475円/回	入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭においた施設サービス計画策定と及び診療方針の決定を行った場合
	2割	949円/回	
	3割	1423円/回	
入所前後訪問指導加算Ⅱ	1割	506円/回	入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭においた施設サービス計画策定と及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目ない支援計画を作成した場合
	2割	1012円/回	
	3割	1518円/回	
入退所前連携加算Ⅰ	1割	633円/回	(Ⅱ)の要件に加え、入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めること
	2割	1265円/回	
	3割	1898円/回	
入退所前連携加算Ⅱ	1割	422円/回	入所者の退所に先だって、当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業所に対して、必要な情報を提供し、かつ当該事業所と連携して退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合
	2割	844円/回	
	3割	1265円/回	
退所時情報提供加算Ⅰ	1割	527円/回	居宅へ退所する入所者について、退所後の主治の医師に対して入所者を紹介する場合、入所者の同意を得て、当該入所者の診療情報、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合
	2割	1054円/回	
	3割	1581円/回	

項目	負担割合	金額	算定要件
退所時情報提供加算Ⅱ	1割	264円/回	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に 対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該 入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合
	2割	527円/回	
	3割	791円/回	
訪問看護指示加算	1割	317円/回	入所者の退所時に医師が訪問看護サービスが必要であると認め、入所者が選定した訪問看護事業所に対し同意を得たうえで訪問看護指示書を作成し、交付した場合
	2割	633円/回	
	3割	949円/回	
再入所時栄養連携加算	1割	211円/回	介護保険施設の入所者が医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入又は療養食へ変更し、介護保険施設の管理栄養士が当該医療機関での栄養食事指導に同席し、再入所後の栄養管理について当該医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画の原案を作成し、再入所した場合に、1回に限り算定
	2割	422円/回	
	3割	633円/回	
経口移行加算	1割	30円/日	医師の指示に基づき、多職種が共同し、経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成し、医師の指示を受けた管理栄養士が経口の食事の摂取を進める為の栄養管理を行った場合、計画が作成された日から起算して180日以内、以降医師が継続支持をした期間算定
	2割	59円/日	
	3割	89円/日	
経口維持加算Ⅰ	1割	422円/月	摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に対して、多職種が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成し、医師・歯科医師の指示を受けた管理栄養士が栄養管理を行った場合。計画が作成された日から算定
	2割	844円/月	
	3割	1265円/月	
経口維持加算Ⅱ	1割	106円/月	当該施設が協力医療機関を定めている場合であり、経口維持加算（Ⅰ）において行う、食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合。経口維持加算（Ⅰ）に加え算定 経口維持加算（Ⅰ）を算定していない場合は、算定しない
	2割	211円/月	
	3割	317円/月	

項目	負担割合	金額	算定要件
口腔衛生管理加算Ⅱ	1割	116円/月	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言、指導に基づき口腔衛生等の管理に係る計画を作成、介護職員に対し具体的な指導を行い、歯科衛生士が入所者の口腔衛生等の管理を月2回以上行うこと
	2割	232円/月	
	3割	348円/月	
療養食加算	1割	7円/日	管理栄養士により食事の提供が管理され、厚生労働大臣が定める療養食（糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食等）を医師の発行する食事箋に基づき提供した場合 ※1日3回を限度に算定
	2割	13円/日	
	3割	19円/日	
短期集中リハビリテーション 実施加算Ⅰ	1割	272円/回	Ⅰの要件に加え、入所時及び1月に1回以上のADL等の評価を行い、厚生労働省へのデータ提出、必要に応じてリハビリテーション計画の見直しを行った場合
	2割	544円/回	
	3割	816円/回	
短期集中リハビリテーション 実施加算Ⅱ	1割	211円/回	医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がその入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合
	2割	422円/回	
	3割	633円/回	
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算Ⅰ	1割	253円/回	Ⅱの要件に追加し、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること リハビリテーションを行うに当たり、入所者数が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること 入所者が退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、当該訪問により把握した生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成していること
	2割	506円/回	
	3割	759円/回	
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算Ⅱ	1割	127円/回	認知症であると医師が判断したものであって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断され、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が集中的なリハビリテーションを個別に行った場合 ※入所から3ヶ月以内の期間に限り1週に3回を限度
	2割	253円/回	
	3割	380円/回	

項目	負担割合	金額	算定要件
認知症ケア加算	1割	81円/日	認知専門棟において認知症の入所者に対してサービスを行った場合
	2割	161円/日	
	3割	241円/日	
認知症チームケア推進加算Ⅰ	1割	159円/月	利用者又は入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であり、研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること。認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること
	2割	317円/月	
	3割	475円/月	
認知症チームケア推進加算Ⅱ	1割	127円/月	利用者又は入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であり、対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること
	2割	253円/月	
	3割	380円/月	
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰイ	1割	148円/月	医師又は薬剤師が高齢者の薬物療法に関する研修を受講すること 入所後1月以内に、状況に応じて入所者の処方内容を変更する可能性があることについて主治の医師に説明し、合意していること 入所前に6種類以上の内服薬が処方されており、施設の医師と入所者の主治の医師が共同し、入所中に当該処方内容の総合的に評価及び調整し、かつ、療養上必要な指導を行うこと 入所中に処方内容に変更があった場合は医師、薬剤師、看護師等の関係職種間で情報共有を行い、変更後の入所者の状態等について、多職種で確認を行うこと 入所時と退所時の処方内容に変更がある場合は変更の経緯、変更後の入所者の状態等について、退所時又は退所後1月以内に当該入所者の主治の医師に情報提供を行い、その内容を診療録に記載していること
	2割	295円/月	
	3割	443円/月	
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰロ	1割	74円/月	イの要件の療養指導を行わない場合
	2割	148円/月	
	3割	222円/月	
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅱ	1割	253円/月	Ⅰを算定していること ・入所者の服薬情報等を厚生労働省に提出し、処方にあたって、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること
	2割	506円/月	
	3割	759円/月	

項目	負担割合	金額	算定要件
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅲ	1割	106円/月	ⅠとⅡを算定していること。 退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に比べ1種類以上減少していること
	2割	211円/月	
	3割	317円/月	
所定疾患施設療養費Ⅰ	1割	252円/日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行い、診療録に記載した場合（肺炎の者又は尿路感染症の者については検査を実施した場合に限る）</li> <li>・所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること</li> <li>・肺炎、尿路感染、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の罹患の場合</li> </ul> ※連続した7日間を限度に算定
	2割	504円/日	
	3割	756円/日	
所定疾患施設療養費Ⅱ	1割	506円/日	（Ⅰ）の要件に加え、医師が感染症対策に関する研修を受講していること。 ※連続した10日間を限度に算定
	2割	1012円/日	
	3割	1518円/日	
緊急時治療管理	1割	546円/日	病状が急変して救命救急医療をおこなった場合
	2割	1092円/日	
	3割	1638円/日	
新興感染症等施設療養費	1割	253円/日	入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症※に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定
	2割	506円/日	
	3割	759円/日	

項目	負担割合	金額	算定要件
ターミナルケア加算 31日から45日	1割	76円/日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うこと</li> <li>・看取りに関する協議等の場の参加者として、支援相談員を明記する</li> <li>・施設サービス計画の作成にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めること</li> </ul> ※死亡日に集約算定
	2割	152円/日	
	3割	228円/日	
ターミナルケア加算 30日から4日	1割	169円/日	
	2割	338円/日	
	3割	506円/日	
ターミナルケア加算 3日から前日	1割	960円/日	
	2割	1919円/日	
	3割	2878円/日	
ターミナルケア加算 死亡日	1割	2003円/日	
	2割	4006円/日	
	3割	6008円/日	
外泊時費用	1割	382円/日	ご自宅等に一時的に外泊され、丸一日施設を利用されなかった場合には、基本利用料に替わり負担していただく費用 ※月6日を限度に算定
	2割	763円/日	
	3割	1145円/日	
介護職員処遇改善加算	1割	<b>総単位</b> × <b>7.5%</b>	介護職員処遇改善計画を作成し、すべての介護職員に周知し、介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届出を行い、利用者に対し、指定入所サービスを行った場合。
	2割		
	3割		

※利用回数により多少の料金の誤差が生じる場合があります。

## 2.その他費用

項目	料金	内容
食費	1940円/日	食材料費、調理費等
特別な食費	実費相当額	利用者が選択した場合
居住費	個室 1860円/日	建築費・維持修繕費・水光熱費等
	多床室 500円/日	
特別な室料	2200円/日	個室利用された場合
教養娯楽費	50円/日	クラブ活動の材料費等の実費費用
日用品費	150円/日	日常生活に関する費用。 ティッシュ・ボディシャンプー・シャンプー ・歯ブラシ・歯磨き粉等 ※個別算定可
特別な行事	実費相当額	利用者又は家族に参加の意思を確認後、 行事・レクリエーションに参加された場合
理美容代	実費相当額	利用者が選択した場合
文書料	実費相当額	利用者が希望した文書を発行した場合
健康管理料	実費相当額	インフルエンザ予防接種等

※税込表記

※ 食費・居住費において負担限度額認定証を提示された場合、認定証に記載された金額